

令和8年2月定例会

厚生委員会資料  
(福祉保健部)



秋田市老人いこいの家条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行														
<p>(設置)</p> <p>第1条 秋田市老人いこいの家（以下「いこいの家」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条 (略)</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第3条 <u>いこいの家を使用することができる者は、市内に居住する60歳以上の者とする。ただし、市長が特に使用を認める者については、この限りでない。</u></p> <p>以下 (略)</p>	名称	位置			(略)		<p>(設置)</p> <p>第1条 秋田市老人いこいの家（以下「いこいの家」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田市八橋老人いこいの家</td> <td>秋田市八橋本町一丁目4番 3号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>秋田市大森山老人と子ども の家</td> <td>秋田市浜田字出小屋333番 の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条 (略)</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第3条 <u>次の各号に掲げるいこいの家を使用することができる者は、当該各号に定める者とする。ただし、市長が特に使用を認める者については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>秋田市八橋老人いこいの家および秋田市飯島老人いこいの家 市内に居住する60歳以上の者</u></p> <p>(2) <u>秋田市大森山老人と子どもの家 市内に居住する60歳以上の者および義務教育終了前の者</u></p> <p>以下 (略)</p>	名称	位置	秋田市八橋老人いこいの家	秋田市八橋本町一丁目4番 3号	(略)		秋田市大森山老人と子ども の家	秋田市浜田字出小屋333番 の1
名称	位置														
(略)															
名称	位置														
秋田市八橋老人いこいの家	秋田市八橋本町一丁目4番 3号														
(略)															
秋田市大森山老人と子ども の家	秋田市浜田字出小屋333番 の1														

秋田市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第5条（略） 別表第1（第4条関係）			第1条～第5条（略） 別表第1（第4条関係）		
機 関	事 務		機 関	事 務	
1 削除			1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)			(略)		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機 関	事 務	特定個人情報	機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法における助産施設の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	1 市長	児童福祉法における助産施設の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定および実施又は徴収金の徴収に関する事務であつ	児童福祉法による助産施設における助産の実施もしくは母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、地方税関係情報、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報、老人福祉法（昭和38年法律第	2 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定および実施又は徴収金の徴収に関する事務であつ	児童福祉法による助産施設における助産の実施もしくは母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、障害者関係情報、地方税関係情報、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報、老人福祉法

	て規則で定めるもの	133号)による福祉の措置もしくは費用の徴収に関する情報、医療保険給付関係情報、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)による賃貸住宅の管理に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する情報、療育手帳に関する情報、福祉医療に関する情報、特定教育・保育施設等利用者負担額の助成に関する情報、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報、秋田市営住宅条例によるその他市営住宅の管理に関する情報又は秋田市特定公共賃貸住宅条例による単身特定公共賃貸住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの		て規則で定めるもの	(昭和38年法律第133号)による福祉の措置もしくは費用の徴収に関する情報、医療保険給付関係情報、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)による賃貸住宅の管理に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する情報、療育手帳に関する情報、福祉医療に関する情報、特定教育・保育施設等利用者負担額の助成に関する情報、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報、秋田市営住宅条例によるその他市営住宅の管理に関する情報又は秋田市特定公共賃貸住宅条例による単身特定公共賃貸住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		
9	市長 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施もしくは母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、地方税関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、老人福祉法による福祉の措置もしくは費用の徴収に関する情報、医療保険給付関係情報、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社	9	市長 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施もしくは母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、 <u>障害者</u> 関係情報、地方税関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、老人福祉法による福祉の措置もしくは費用の徴収に関する情報、医療保険給付関係情報、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常

		会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報、療育手帳に関する情報、福祉医療に関する情報、特定教育・保育施設等利用者負担額の助成に関する情報、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報、秋田市営住宅条例によるその他市営住宅の管理に関する情報又は秋田市特定公共賃貸住宅条例による単身特定公共賃貸住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの			生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報、療育手帳に関する情報、福祉医療に関する情報、特定教育・保育施設等利用者負担額の助成に関する情報、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報、秋田市営住宅条例によるその他市営住宅の管理に関する情報又は秋田市特定公共賃貸住宅条例による単身特定公共賃貸住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの		
(略)			(略)				
11	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施もしくは母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、地方税関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、医療保険給付関係情報、老人福祉法による福祉の措置もしくは費用の徴収に関する情報、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報、療育手帳に関する情報、福祉医療に関する情報、特定教育・保育施設等利用者負担額の助成に関する情報、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報、	11	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給、助産施設における助産の実施もしくは母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、 <u>障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、老人福祉法による福祉の措置もしくは費用の徴収に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けもしくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当もしくは昭和六十年法律第三十四号附則第97条</u>

秋田市営住宅条例によるその他市営住宅の管理に関する情報又は秋田市特定公共賃貸住宅条例による単身特定公共賃貸住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの

(略)

第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報、療育手帳に関する情報、福祉医療に関する情報、特定教育・保育施設等利用者負担額の助成に関する情報、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報、秋田市営住宅条例によるその他市営住宅の管理に関する情報又は秋田市特定公共賃貸住宅条例による単身特定公共賃貸住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの

(略)

秋田市介護保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第19条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～23 (略)</p> <p><u>(令和7年度分市町村民税非課税者に係る令和8年度分の保険料の減免)</u></p> <p>24 <u>市長は、第一号被保険者又はその属する世帯の世帯主および全ての世帯員のうちに、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者とみなされた者がある場合は、当該者の属する世帯の第一号被保険者の同年度分の保険料を、当該みなされた者に同年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないものとして第4条第1項第1号から第5号までに定める保険料率（同項第1号に定める保険料率にあつては同条第8項、同条第1項第2号に定める保険料率にあつては同条第9項、同条第1項第3号に定める保険料率にあつては同条第10項の規定の適用後の保険料率）のいずれかに決定した保険料率により算定した額に減免する。</u></p> <p>25 <u>前項の規定による保険料の減免については、当該減免を受けようとする者の申請を要しない。</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第19条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～23 (略)</p>

## 令和7年度税制改正に伴う介護保険条例の一部改正について

### 1 概要

令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたことに伴い、7年度市民税課税であった方が、8年度は非課税になる場合がある。

介護保険料の算定には、合計所得金額および市民税の課税・非課税の別を用いているため、今回の税制改正によって保険料段階が下がる方が一定数おり、8年度の保険料収入に影響を受けることになる。

このため、国では介護保険法施行令を改正し、8年度保険料については、全国一律に税制改正の影響を受けないための措置を講じることになったが、給与所得控除の引上げの範囲内で収入増があった方などについては、7年度よりも保険料段階が上がる場合があることから、国の通知に従い、保険料が上がらないようにするための条例改正を行うものである。

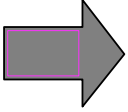

### 2 減免の内容

令和7年度の市民税非課税者が、8年度の保険料の算定において、市民税課税者とみなされて保険料段階が上がった場合に、市民税非課税者に相当する保険料段階へ減免するものである。

当該減免に当たっては、申請・認定に係る事務負担を踏まえ、本人等からの申請は不要とし、システムで一括処理するものである。

減免のイメージは、以下のとおりである。

<本人のみ（単身世帯）の場合>

		7年度		8年度	
被 保 険 者	税法上の扱い	非課税		非課税	 1～3段階に減免
	介護保険料	非課税 1～3段階		課税とみなす 6段階以上	

請願・（陳情）		令和8年2月市議会提出分	（新規）・継続
受理番号	受理年月日	件名	陳情者名
60	令和8年2月5日	雄和ふれあいプラザ、八橋老人いこいの家及び大森山老人と子どもの家の廃止時期延期等について	
陳情の要点		左に対する措置等	
<p>市は令和8年2月定例会において、施設保有量の全体的な見直し方針を示す予定としているが、雄和ふれあいプラザ、飯島老人いこいの家、八橋老人いこいの家及び大森山老人と子どもの家については、その見直し方針に先行して廃止の方針が示されている。その後、飯島老人いこいの家の廃止時期の延期の方針が示されたことから、飯島老人いこいの家との公平性を保ち、全市的な計画と足並みをそろえ、令和10年3月末を「いこいの家事業」の最終期限と設定することが合理的である。他の高齢者施設も施設保有量の見直しの対象となっているが、施設保有量の見直しは時間をかけて行うべきである。</p> <p>雄和ふれあいプラザは、築30年未満の施設であり、雄和市民サービスセンター大規模改修時の仮設庁舎としての活用が検討されている。同市民サービスセンター改修時の仮設庁舎としての活用と並行してサークル活動を継続させることは、追加コスト等を抑えた有効活用であり、早期廃止は見直すべきである。</p> <p>八橋老人いこいの家は、交通の便がよい施設である。代替施設の提供が未確定であり、解体に伴うアスベスト調査等の準備期間を考慮すれば、無理な早期廃止は、地域福祉の空白を生むだけである。八橋地区は単身高齢者世帯の多い地区でもあり、地区全体の高齢者福祉への配慮が必要である。</p> <p>大森山老人と子どもの家は、体育館施設も比較的新しく、スポーツ少年団を含む多世代交流の場として稼働している。また、</p>		<p>本市の公共施設については、厳しい財政状況や人口減少が進んでいる中で、今ある全ての施設を維持していくことは難しいものと考えております。そのため、現在、施設の利用状況や運営コスト、設置目的等を踏まえ、施設の存続、廃止、複合化等あり方を見直しを行っているところです。</p> <p>そうした中、雄和ふれあいプラザおよび老人いこいの家3施設については、施設の維持・運営の年間経費として合計約5,300万円がかかっており、雄和ふれあいプラザについては、利用者数が1日あたり9人程度と著しく少ない状態であること、八橋・大森山・飯島の「老人いこいの家」3施設については、利用者の減少に加え、建築後約50年が経過し、老朽化による改修等に今後、多額の費用を要することが予想されており、令和7年8月に行った庁内の公共施設等最適化専門部会において、令和7年度末で廃止する方針が了承されたものです。</p> <p>その後、市議会での説明や、各施設での利用者説明会でいただいたご意見等を踏まえ、各施設の廃止時期について最終判断したものであり、飯島老人いこいの家については、老人いこいの家開設当初からの施設機能を維持し続けており、他の老人いこいの家と比較して利用者数が多く、施設の保有優先度評価の一次評価における機能評価は高いことから、当初予定していた令和8年3月末での廃止を見直し、指定管理期間満了となる令和10</p>	

指定避難場所とされており、地域の命を守る拠点でもあることから、代替案のない廃止は防災・防犯上のリスクとなる。

「ハコから人へ」の円滑な移行と地域包括支援の強化として、令和10年3月末までの延期期間を移行期間と位置づけ、現在のサークル活動を行っている団体や利用者を地域包括支援センターが運営する地域サロン等へ丁寧につなげる体制を構築してほしい。施設（ハコ）への依存から、相談・見守り（人・機能）の充実へと、質的な転換を図る好機と捉えるべきである。

ついては、飯島老人いこいの家の存続（令和10年3月末まで）の方針が示されたことに鑑み、現在、今年度末での廃止が検討されている雄和ふれあいプラザ、八橋老人いこいの家及び大森山老人と子どもの家の3施設についても、廃止時期を令和10年3月末に延期すること、併せて、延期期間中に現在の利用者へ、確実に代替施設の案内及び提供を行うとともに、将来的な高齢者福祉、地域包括支援センターの機能強化へとつながる体制を整備するよう、下記事項について陳情する。

1 雄和ふれあいプラザ、八橋老人いこいの家及び大森山老人と子どもの家の廃止時期を、飯島老人いこいの家と足並みをそろえ、令和10年3月末まで延期すること。

2 延期期間中に、現在の利用者やサークルに対し、代替となる活動場所の確保と移動手段の支援を責任を持って行うこと。

3 八橋老人いこいの家の廃止後の拠点を地域包括支援センターの機能強化や多世代交流のモデルケースとして検討し、八橋地区の高齢者福祉の質を低下させないこと。

年3月末での廃止としたものであります。一方、雄和ふれあいプラザにつきましては、施設の築年数が30年未満ではありますが、木造建築物であることや利用者数が著しく少ない状態であることから、施設の保有優先度評価の一次評価における建物評価および機能評価ともに低いこと、八橋老人いこいの家および大森山老人と子どもの家につきましては、施設全体の老朽化が進んでおり、利用者数も少ないことから、建物評価は特に低く、機能評価も低いことから、令和8年3月末で廃止の方針としているものです。

こうした施設の状況等を踏まえた廃止方針であることから、雄和ふれあいプラザ、八橋老人いこいの家および大森山老人と子どもの家の廃止時期について、飯島老人いこいの家の廃止時期となる令和10年3月末まで延長する考えはありません。

また、令和7年11月市議会後に、サークル・団体等に対して、代わりに利用できる施設の意向確認を行い、サークル・団体等の希望を尊重しながら、丁寧な聴き取りにより、令和8年2月18日現在、雄和ふれあいプラザおよび大森山老人と子どもの家のすべての利用団体35団体と、八橋老人いこいの家のすべての利用団体28団体のうち26団体が、代わりに利用できる施設の調整が完了しております。八橋老人いこいの家の残る2団体のうち、1団体については令和8年3月末までに調整を完了する見込みであり、他1団体についても調整を継続しているところであります。なお、移動手段の支援につきましては、現在の八橋老人いこいの家の利用者は自家用車等自ら移動手段を選択し、来館していることから、その支援について行う考えはありませんが、満65歳以上のかたを対象として実施している秋田市高齢者コインバス事業を活用していただけるよう、その周知に努めてまいります。

本市においては、八橋地区にとどまら

ず、単身高齢者や身寄りのない高齢者の増加が見込まれることから、地域包括支援センターの機能強化や認知症施策の推進、通いの場の創出など、高齢者プランに掲げる施策の実施により、高齢者が地域で安心して過ごせるよう、今後も高齢者福祉施策の充実に努めてまいります。

請願・（陳情）		令和7年11月市議会提出分	新規・（継続）
受理番号	受理年月日	件名	陳情者名
57	令和7年11月25日	八橋老人いこいの家、飯島老人いこいの家、大森山老人と子どもの家及び雄和ふれあいプラザの廃止方針の見直しと老人福祉事業の充実について	
陳情の要点		左に対する措置等	
<p>4施設の廃止は、高齢者の居場所や交流の機会を奪い、地域のつながりや健康維持に深刻な影響を及ぼすおそれがある。高齢者福祉の充実に向け、エイジフレンドリーシティ構想を掲げる本市において、こうした施設の廃止は市民の理解を得られないものとする。また、秋田市が想定する代替施設は、その施設の利用目的、施設状況、利用状況から見てこの4施設の代替施設として十分とは言えない。</p> <p>4施設の廃止方針を見直し、現行施設の存続・老人福祉事業の充実を図ってくださるよう陳情する。</p>		<p>本市の公共施設については、厳しい財政状況や人口減少が進んでいる中で、今ある全ての施設を維持していくことは難しいものと考えております。そのため、現在、施設の利用状況や運営コスト、設置目的等を踏まえ、施設の存続、廃止、複合化等あり方の見直しを行っているところです。</p> <p>代わりに利用できる施設として提示したコミュニティセンターや各市民サービスセンターについては、市民の自主的な地域活動の拠点として、年齢を問わず、各種団体やサークルでの活動に利用できるほか、予約せずに気軽に利用できるフリースペースもあることから、雄和ふれあいプラザおよび老人いこいの家と同等の役割を果たすことができると捉えております。そのような中、いこいの家等の利用サークル・団体等の利用者に対しては、令和7年11月市議会後に、代わりに利用できる施設の意向確認を行い、サークル・団体等の希望を尊重しながら、丁寧な聴き取りにより、令和8年2月18日現在、雄和ふれあいプラザおよび大森山老人と子どもの家のすべての利用団体35団体と、八橋老人いこいの家のすべての利用団体28団体のうち26団体が、代わり</p>	

に利用できる施設の調整が完了しております。八橋老人いこいの家の残る2団体のうち、1団体については令和8年3月末までに調整を完了する見込みであり、他1団体についても、調整を継続しているところであります。

そのため、雄和ふれあいプラザおよび老人いこいの家については、いずれも公共施設等最適化専門部会において令和7年度末で廃止する方針が了承されたところでありますが、飯島老人いこいの家については、老人いこいの家開設当初からの施設機能を維持し続けており、他の老人いこいの家と比較して利用者数が多く、施設の保有優先度評価の一次評価における機能評価は高いことから、当初予定していた令和8年3月末での廃止を見直し、指定管理期間満了となる令和10年3月末での廃止とし、雄和ふれあいプラザ、八橋老人いこいの家および大森山老人と子どもの家は、当初予定どおり令和8年3月末で廃止の方針としたものです。

なお、本市では、単身高齢者や身寄りのない高齢者の増加が見込まれることから、地域包括支援センターの機能強化や認知症施策の推進、通いの場の創出など、高齢者プランに掲げる施策の実施により、高齢者が地域で安心して過ごせるよう、今後も高齢者福祉施策の充実に努めてまいります。

## 秋田市老人いこいの家および秋田市雄和ふれあいプラザの廃止について

老人いこいの家および雄和ふれあいプラザの廃止については、1月閉会中厚生委員会において、各施設の廃止時期について報告したところである。

その際、各施設のサークル・団体等の利用者と代わりに利用できる施設について、最終的な調整を行っている旨も併せて説明したところであり、このたび、その結果について報告するものである。

### ※各施設の廃止時期

年 月	施設名
令和 8年3月末	大森山老人と子どもの家・八橋老人いこいの家 雄和ふれあいプラザ
令和10年3月末	飯島老人いこいの家

## 1 各施設のサークル・団体等の利用者との調整結果

### (1) 大森山老人と子どもの家

- ・サークル・団体等の利用者に対して、令和7年11月定例会後に、代わりに利用できる施設の意向確認を行い、すべての団体（21団体）の調整が完了し、新たな活動拠点の目処がついている。

（主な活動拠点：西部市民サービスセンター、コミュニティセンター等）

### (2) 八橋老人いこいの家

- ・サークル・団体等の利用者に対して、令和7年11月定例会後に、代わりに利用できる施設の意向確認を行い、すべての団体（28団体）のうち、26団体の調整が完了し、新たな活動拠点の目処がついている。

（主な活動拠点：八橋地区コミュニティセンター、老人福祉センター等）

- ・残る2団体のうち、1団体については令和8年3月末までに調整を完了する見込みであり、他1団体についても調整を継続中。

### (3) 雄和ふれあいプラザ

- ・サークル・団体等の利用者に対して、令和7年11月定例会後に、代わりに利用できる施設の意向確認を行い、すべての団体（14団体）の調整が完了し、新たな活動拠点の目処がついている。

（主な活動拠点：雄和市民サービスセンター、雄和児童センター等）

## 2 今後の各施設のサークル・団体等の利用者への対応

代わりに利用できる施設として案内した施設のうち、市民サービスセンターやコミュニティセンター以外で、利用予定とされている施設（雄和児童センター、老人福祉センター）について、施設を見学していただき、利用する際のイメージを膨らませていただける機会を3月中旬に設ける予定としている。

### 3 今後のスケジュールについて（案）

時 期	内 容
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2月定例会 設置条例の廃止等を提案</li> <li>・ <u>施設廃止</u>（雄和ふれあいプラザ・大森山老人と子どもの家 ・ 八橋老人いこいの家）</li> <li>・ 令和8年3月末 指定管理期間満了（雄和ふれあいプラザ）</li> </ul>
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低濃度PCB使用コンデンサ等撤去（令和9年3月末まで） （大森山老人と子どもの家のみ）</li> <li>-----</li> <li>・ アスベスト事前調査（令和8年度以降順次）</li> </ul>
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>施設廃止</u>（飯島老人いこいの家）</li> <li>・ 令和10年3月末 指定管理期間満了（老人いこいの家）</li> <li>-----</li> <li>・ いこいの家施設解体（令和9年度以降順次）</li> <li>・ 土地返還（八橋老人いこいの家のみ：施設解体後）</li> </ul>